

多民族・多文化社会カナダのソーシャルワーク ——日系移民への支援——

社会学部4年 西 林 悠 子

<目次>

はじめに	(2) 社会福祉サービスにおける政府、 地方自治体の役割
I. カナダにおける日系移民	(3) 日系移民への支援課題
(1) カナダの移民・他国民の受け入れ の歴史	III. カナダの移民支援のこれから
(2) カナダで生きる日系移民	(1) 教育と人材育成 (2) 共感
II. カナダの社会福祉制度と日系移民	おわりに
(1) カナダにおける社会福祉制度の仕 組み	参考文献

はじめに

筆者がこのテーマを選んだ理由として、カナダで生まれたということが大きい。両親が結婚し、父が会社に勤めながら会社の留学制度を利用し、カナダに留学していた際に筆者が生まれた。出生後1年も経たない頃に日本に帰ってきたものの、様々な動物と共に生息しているカナダの雄大な自然、人々の温かさ、居心地の良さ、両親から聞くカナダという国、そして、父の留学中の友人と会うことで「人と人とのつながりの強さ」「多国籍」ということに惹かれ、何度も訪れた。その後、これらを深めるため、中学校3年でカナダへの短期留学、長期休暇を利用しての海外への旅行などにより英語に興味を持ち始めた。こういった経験を通じ、英語を媒介として多国籍の人々と触れ合いたい、そして、将来は国際関係の仕事をしたいと思うようになっていった。しかしそれと同時に、幼い頃、曾祖父母が車椅子を利用しながらの生活

をしており、曾祖父母を訪れた際には車椅子を押すなどの介助や話しかける中で、福祉についても関心を持ち始めた。

高校3年になり進路について考えるようになった頃、国際関係の道に進むべきか、福祉の道に進むべきかという選択をせまられることになった。悩んでいる筆者に対して母が、「まず日本で福祉の基礎を勉強して、在学中もしくは卒業後に留学するなり海外において仕事をするという選択もあるのではないか」と言ってくれた。この言葉を聞き、まずは日本で福祉の基礎を学ぼうと決心がついた。

大学へ入学してからは、1年時に学校が主催するインドネシアへの国際ワークキャンプに参加し、児童養護施設において遊歩道を造るという活動をしたり、子どもたちと触れ合ったりした。この経験で、世界にはまだまだ貧しく支援を必要としている人々が多くいるのだと気付くことができた。2年時には、東日本大震災で被災された方々をサポートするサークル「あさがお」に参加し、ユニバーサルスタジオジャパンやサーカスを見たり、バレンタインやクリスマスなどの季節の行事には、お菓子作りやキャンプを行ったりした。また年度末には、被災地に足を運び、共に活動をしてきた参加者が暮らしていた土地の現状、被害を受けた地域で生き生きと生活している方々と交流をするなど、少しでも心の支えになればという思いで活動をした。3年時には、国際ワークキャンプに参加し、様々な理由で児童養護施設に入所しているフィリピンの子どもたちと関わったり、建物を守る壁を作る活動を行ったりした。このワークキャンプでは「幸せ」とは何なのか、どうなものなのかについて考える機会となった。

これらの経験と大学4年間、社会福祉を学んできたことから、もう一度、生まれ故郷であるカナダの社会福祉・ソーシャルワークについて学び、その過程で考察したことをいかし、将来、日本とカナダの福祉において、架け橋となることができるような存在になるための第一歩へとつなげたいという願いがありこのテーマを選んだ。

I. カナダにおける日系移民

本章は2節から成っており、1節では、カナダが移民を受け入れるようになった経緯から、カナダ全体での移民受け入れ状況について述べ、2節では、カナダに住む日系移民とその支援について述べている。

(1) カナダの移民・他国民の受け入れの歴史

カナダは、ロシアに次ぐ世界第2位の国土を誇っており、そこには雄大な自然が広がっている。カナダの自然は太古から残っているものが多く、数億年前に生息していた恐竜の骨も発見されている。この大自然は、ユネスコの世界遺産として指定されている地域が多く、多くの動物と多国籍・多民族の人たちが暮らしている。多民族・多国家というものからカナダは「モザイク国家」と呼ばれ、人口約3,500万人¹⁾の中に200以上の民族が暮らし、約20万人以上が毎年移民としてカナダに渡ってきている。移民を受け入れるようになった歴史を先住民がカナダに来てから多民族国家になったという流れが分かるように、筆者は（表1）に整理してみた。ヌーヴェル・フランスから始まり、以下のような流れがある。

表1 カナダの移民受け入れの歴史

1583年	ニューファンドランド島がイギリス発の海外植民地になる
1627年	フランスの北米植民地「ヌーヴェルフランス」を統治・開拓するため「ヌーヴェルフランス会社」を設立（「ヌーヴェル・フランス」：フランスが北米大陸に目を向け始めた16世紀前半から、本格的植民活動に乗り出し、英・仮植民地戦争でイギリスに敗北する18世紀半ばまでの時代）
1701年	30の先住民族がフランス人と和平協定を締結
1783年	アメリカ独立戦争後、王党派のイギリス人がカナダに入植
1791年	ケベック州がアッパーカナダ（英系）とローワーカナダ（仏系）の2植民地に分離
1841年	2植民地がカナダ連合国として再統合
1867年	英領北アメリカ法により連邦国家の自治領カナダが誕生（カナダ建国）
1869年	国内最初の「移民法」を制定し、積極的に移民体制を展開
1967年	出身地、民族にかかわらず、共通の基準に基づき、移民申請者の審査、制度の設立
1971年	世界で初めて「多文化主義政策」を採用

外務省のホームページより筆者が作成²⁾

図1 カナダ全体

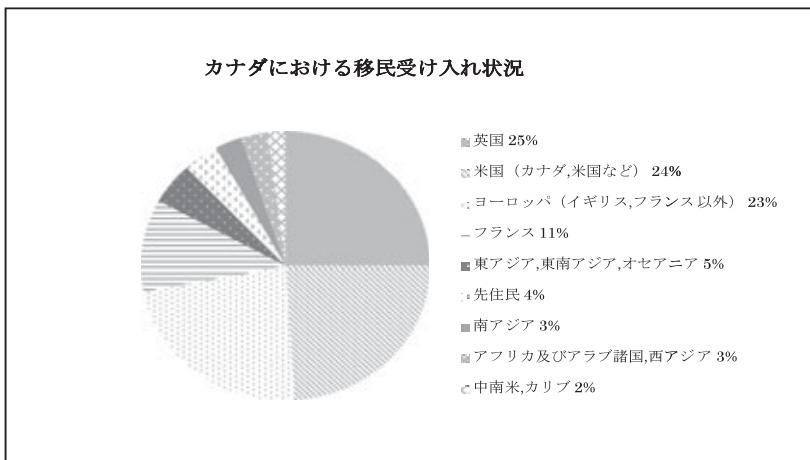


(出典：google 画像)

近年では20万人以上いる移民の中でアジアからの移民が増加しており、その中でも中国系移民が多い。その理由の一つとして、イギリスから中国への香港返還³⁾をきっかけに、香港からカナダに移住してきたことの影響がある。

カナダの移民受け入れ状況としては、英国と米国が英国25%、米国24%と合計するとほぼ半分を占めていることが（下図2）から分かる。下図にある先住民には、①ファーストネーション（インディアンとも呼ばれていた）②イヌイット（カナダで最初の先住民）③メティス（先住民とヨーロッパ系住民の混血）が含まれている⁴⁾。

図2 カナダにおける移民受け入れ状況

外務省のホームページを元に筆者が作成⁵⁾

現在カナダでは、全人口の3/4以上が都市部に居住しており、2020年までに人口の85~90%が主要都市に集中すると推定されている。

また、州ごと地域ごとに異なった特徴を持つカナダにおいては、金銭や制度などよりも対人的な援助活動が重視されている。つまり、サービスを担うソーシャルワーカーなどの専門家の存在が大きい。国籍、人種、文化、民族の異なる地域性や住民一人一人に対応するためには、個別対応のできるソーシャルワーカーがカナダの福祉を支えるうえで、大きな役割を担っている。しかし、多国籍・多民族によって生じている地域格差にも配慮した取り組みが必要とされている。

(2) カナダで生きる日系移民

カナダにおける日系移民は、1877年永野萬蔵⁶⁾がカナダに渡ったのがその始まりである。その頃のカナダは第二次世界大戦終了の頃まで、今のような人種・民族などの差別をすることなく移民を受け入れるという体制は整っていなかった。むしろ日本国籍者を全員、敵性外国人としてみなしていた。しかし、終戦後の1949年に戦時措置法が廃止され、日系カナダ人は全面的に市民権を獲得し、カナダ国内を自由に移動できるようになった。このことがきっかけとなり、バンクーバー日本語学校が再開、トロントで日系文化会館が設立されるなど、カナダにおいて日系移民が安心して生活できるようになった。これらの歴史の流れを筆者なりにまとめたものが（表2）である。

今年（2013年）でカナダと日本の日加修好関係は85周年を迎える。多くの日本人がカナダに移住している。移住しやすい環境にあるカナダではあるが、いくつかの問題が生じていると筆者は考える。その問題の中には、言葉の壁、家や仕事探し、文化の違いなどがある。先述したが、カナダは多国籍・多文化の国であるため、同じ地域に様々な国籍を持つ人々がともに生活している。しかし、日本は国が「多国籍」を認めていないという現状があり、カナダのような環境に慣れていない。そのため文化の違い、言葉の違いをなか

表2 カナダへの日本人移住者の歴史

1877年	カナダに初めての日本人永野萬蔵がニュー・ウェストミンスターに到着
1906年	最初の日本語学校であるバンクーバー共立日本国民学校設立される
第一次世界大戦	
1929年	東京にカナダ国公使館設立される
第二次世界大戦	
1941年	日本が真珠湾を攻撃しカナダは日本に戦線布告する。戦時措置法により日本国籍者は全員敵性外国人として登録が義務付けられる
戦後	
1949年	戦時措置法が廃止され、日系カナダ人は全面的に市民権を獲得しカナダ国内を自由に移動できるようになる
1952年	バンクーバー日本語学校が再開される（この学校が戦後、日系コミュニティーに返還された唯一の建物）
1964年	トロントで日系文化会館が設立される
1967年	カナダ政府はポイント制によって選別する新しい移民条例を発表し、人種が選別の対象にならなくなった。これがきっかけとなり、日本から次々と新しい移住者がくるようになった

日系カナダ人の歴史を元に筆者が作成⁷⁾

なか受け入れられないということが現状としてある。こうした現状があるにもかかわらず、日本人がカナダに移住したいと思う理由として何が考えられるのか。この理由について考えられることがある。それは(1)でも述べたように雄大な自然があるということ、そして、どのような「人」であっても受け入れるというカナダの移民に対する受け入れ体制である。これにはいくつもあり、

①日本からの移民に対して住居や教育面などの支援を行うための「移民ソーシャルワーカー」の存在が大きな役割を担っていると言われている。この移民ソーシャルワーカーは日本でも考えられているもので、移民の受け入れのための一種の人材となっている。日本では、全国各地で移民の定住支援などの業務を担う非営利組織(NPO)やボランティアの活躍が期待されており、移民からの生活相談に応じ、日本語教育など移民の社会適応のための支援が行える。

②特に就職の面で仕事に就きやすくするための支援についてである。カナダには「スキルドワーカー(Federal Skilled Workers:FSW)」という移民制度があり、カナダの経済発展に貢献できる可能性のある、スキルの高い人を優先的に移民できるようにしたシステムである。必ずしもカナダでの仕事経

験が一定期間必要というわけではない。また、雇用主が決まっていなくても申請条件を満たすことが可能である。この申請条件については後述する。この「スキルドワーカー」制度は高度な専門技術を持っている日本人にとっては、非常に有効な制度であると筆者は考える。この制度を利用するためには先述したいくつかの申請条件が必要であり、その条件には例えば以下のようなものがある⁸⁾。

- ・働いていた国を問わず、機械工学技術者やコンピュータ工学など24の職種のいずれかで少なくとも1年間の職務経験がある
- ・英語かフランス語のいずれかで読む、聞く、話すなどが一定のレベルに達している
- ・職歴や年齢、カナダへの適応力などをポイントとして計算したとき100点のうち67点以上ある（表3参照）

表3 スキルドワーカーのポイント制度の内訳

Factor (条件)	Prepublished Regulations (事前調査)	Final (最終調査)
Education (学歴)	25	25
Language (語学力)	28	28
Experience (職歴)	15	15
Age (年齢)	12	12
Arranged Employment (移民後のカナダでの雇用先の有無)	10	10
Adaptability (カナダへの適応力)	10	10
TOTAL (合計)	100	100

スキルドワーカーポイントシステムを元に筆者が作成⁹⁾

「移民ソーシャルワーカー」や「スキルドワーカー」のように、カナダには移民に対する支援が多く行われていることが分かる。多文化、多民族国家のカナダであるからこそできる支援であり、日本もこれらに倣い海外からの移民に対する支援を行っていく必要があるのではないかと考える。次章では、移民への社会福祉制度がどのように行われているのか、そして、その制度から見えてくる課題について述べたい。

Ⅱ. カナダの社会福祉制度と日系移民

これまで、移民がカナダに渡ってくるまでの歴史や移民を支える支援内容にはどのようなものがあるのかを書いてきた。ここではまず(1)で、カナダにおける社会福祉制度がどのように行われているのかについて、(2)で、日系移民への支援課題にはどのようなことがあるのかについて考えたい。

(1) カナダにおける社会福祉制度の仕組み

カナダには大きく分けて連邦政府・州政府・地方自治体の3つのレベルの政府が存在する。このうち法律上、政府として認められているのは連邦政府と州政府の2つのレベルのみである。地域政府や地方政府などの自治体は、州政府に従属している。1867年、憲法により連邦政府と州政府のみが政府と認められ、そのうち政策決定権や立法権の大半は連邦レベルに与えられ中央集権化が進んだ。それから長い年月を経て、様々な責務が連邦政府から州レベル、地方自治体レベルへと委託され階層化が起こった。このような権力分立により、各レベルの政府が社会福祉サービスの提供に果たす役割が明確化された

表4 社会福祉サービス提供の役割

役割/責任	連邦	州	地方自治体
雇用保険	○		
年金及び所得補助	○	○	○*
移民	○	○	○
医療		○	○
社会扶助及び社会福祉サービス		○	○*
地方自治体組織		○	

*一部管轄区域のみ

カナダにおける社会福祉サービスを元に
筆者が作成¹⁰⁾

ることとなった。現在のカナダは10州と3つの準州からなり、準州は連邦政府の管轄下にあるが、その他の州は基本的に独立した州政府を持っており、連邦政府とともに州としての主体性を維持している。(表4)は、社会福祉サービスの提供における、連邦政府、州政府、地方自治体の責任の概要と現在の構造を示している。

以下では、各政府の役割、特に移民に対してどのような役割を担っているかについて説明したいと思う。とりわけ州政府・地方自治体のありかたについては州ごとに違うため、ここでは、オンタリオ州に焦点をあてて考察する。

1. 連邦政府

連邦政府は、カナダ国民と国益の両方において重要なサービス及び領域を広範囲にわたり管轄してきた。サービスより社会基盤の整備を優先し、国益を維持する連邦政府の姿勢は古くからその政策に反映されてきた。このような理由から、連邦政府は社会福祉サービスの提供において一歩引いた役割を続けており、直接提供している社会福祉サービスは非常に少ない。そのため福祉サービスの財源として州政府に対し、主に補助金という形で支援を行っている。移民に対しては、移民政策を制定する権限を連邦政府が持っている。しかし、カナダ移民法の下、移民に関する事項について州政府と協定を結ぶ権限を持ち、州政府が移民の定住と適応するための政策やプログラムの実施と管理を支援する見返りとして、財政援助を行うことが定められている。

2. 州政府

州政府は、社会福祉サービスの財政支援と提供に対する責任の観点で最も重大な役割を担っている。これはカナダ憲法第92条「単なる私的あるいは地域的な性質」に示されており、あらゆる事項に対して州政府にその権限を与えることにより、非営利組織、慈善団体、地方自治体など広範囲な機関や組織と密接に協力しながら業務を行っている。移民に対しては、連邦政府と連携し各州の移民担当大臣が連邦政府の市民権・移民大臣と協力体制を取っている。

3. 地方自治体

地方自治体は、州法の下に設置された公共団体であり、カナダ憲法では規

定されていない。近年では州政府による自治体再編が増え、移民の定住とカナダ社会への適応に関するサービスの実施・提供における自治体の役割は拡大している。

次に、カナダにおける具体的な社会福祉サービスにはどのようなものがあり、それぞれが抱える課題は何かについて述べていきたい。筆者は社会福祉サービスの中でも、主に移民に関するものに焦点をあて、調べまとめたものが（表5）である。

それぞれのサービスにおいて連邦政府、州政府、地方自治体がどのように支援しているのかについて見ていきたい。

表5 移民に対する主な社会福祉サービスの概要

サービス	担当部門	開始年	プログラム名	取り組み内容
移民	カナダ市民権・移民省	1952 1957	移民法 暫定連邦健康計画	移民に対して様々なサービス提供を行う
住宅	低所得者向け住宅課	1973	住宅修復援助プログラム	障がい者向けの改善、非居住用建物の賃貸住宅への建て替えに対し助成
	シェルター及び支援、住宅行政課	2000	ホームレス支援地域計画	連邦政府からの補助金を基に援助が必要な方向けの住宅提供、住宅探し及び住宅確保支援
	社会開発、資金調達、運営課	2004	地域サービス連携プログラム	社会から取り残された地域の社会的地位の改善を目指す各種サービスの利用の促進、助成
青少年及び成人教育	トロント公立学校教育委員会	1965	第2言語としての英語教育	カナダに来て間もない永住権または特別許可を有する学生に対し、英語習得クラス及びカウンセリングサービスを実施
就業支援及び研修	社会福祉サービス課	1997	オンタリオワークスプログラム（就業支援）	移民の求職活動を支援するためのサービス及び研修を実施

カナダにおける社会福祉サービスの提供を元に筆者が作成¹¹⁾

(2) 社会福祉サービスにおける政府、地方自治体の役割

1. 移民政策

移民政策は近年のカナダの経済成長の大きな駆動力となってきた。多様な文化背景を持った人々を受け入れる必要性が生じ、彼らに対するサービスの提供にも大きな影響を及ぼしている。このような状況に対応するために全政府レベルの対応が必要とされた。

①連邦政府及び州政府の役割

移民は労働力の補強と経済発展のために移民を奨励している連邦、州政策の結果として存在するもののため、連邦、州政府ともにトロント（図1参照）への移民受け入れには大きな役割を果たしている。

②地方自治体の役割

移民に伴って発生する様々な需要に対して、移民・難民問題に関する作業委員会、専門職メンタリングプログラムとともに、電話のアクセスや刊行物を10か国語以上で提供する言語サービスの開設。また、移民問題にもっとも近いレベルの政府として市及び地方自治体は、雇用や教育、市民活動など様々なプログラムの運営、調整も行っている。

2. 住宅政策

①連邦政府及び州政府の役割

移民は住宅確保の際に、社会的・経済的疎外を受ける場合があり、ホームレスにつながる危険性もある。そのためカナダの連邦政府は、州政府及び自治体を通じて以下のような公営住宅プログラムを行っている。

・カナダ-オンタリオ低所得者向け住宅プログラム

「低所得者向け住宅の取り組み」を通じ、低所得者向け住宅建設と家賃補助額の引き上げの双方に対し、連邦政府からブロック補助を与える。

・健全な地域コミュニケーションのための家賃補助のプログラム

自治体のサービス管理団体によって運営され、移民などの低所得世帯に対する家賃補助を行っている。資金は賃借者や民間企業または非営利目的のサービス機関に分配される。

②地方自治体の役割

トロント（図1参照）には、住宅に関する移民のニーズに応える様々な提供機関がある。移民向けの住宅支援制度の確立に寄与する市の機関として「低所得者向け住宅課」がある。これは、低所得者向け住宅建設やホームレス

支援、安定した雇用が確保できない新移民など、ホームレスになる可能性のあるものに対して支援を行う「シェルター及び支援、住居行政課」など、他の課とも連携し、恒久的な住居と雇用確保の支援事業を行っている。

3. 成人教育

①連邦政府及び州政府の役割

移民に対する連邦政府の教育支援は、1992年「カナダ新移民向け言語教育」プログラムより始まった。このプログラムは、基本的な言語教育を行うことによりカナダ社会への適応を支援するものである。オンタリオ州（図1参照）では、連邦政府が「言語強化研修」プログラムを支援しており、移民が円滑に労働市場に参入できるよう、職業別研修などにより高いレベルの言語研修を行っている。

②地方自治体の役割

教育プログラム及び専門技術者向け研修プログラムの多くは、公共機関と民間機関の協力で運営されている。例えば、トロント市最大の青少年及び成人教育プログラムの運営機関はトロント教育委員会で、カナダに移民した青少年、成人向けに複数の支援プログラムを提供している。そのプログラムには例として以下のようなものがある。

・第2言語としての英語プログラム (ESL)

カナダ市民、永住者、条約難民、難民申請者に該当する移民に対して英語教育をするもの。クラスでは語学教育、各地域コミュニティーや各種サービスの紹介、進学準備などをを行う。

・カナダ新移民向け言語教育

新移民の英語学習を支援し、安定した生活基盤の確立とカナダ社会への適応を支援している。

・学区内での定住支援プログラム

移民してきた生徒とその家族が、学校や地域コミュニティーに溶け込める

ように支援するプログラムで、オンタリオ全域で実施されている。また移民直後の家族に対し、学校教育関連で必要なサービスや資源が利用可能になるよう、個別支援を行っている。

4. 就労支援と研修

①連邦政府及び州政府の役割

移民にとって移民先の生活の中で最も難関となるのが、安定した仕事を見つけることである。オンタリオ州（図1参照）では、労働年齢にある移民の70%以上が高学歴で優れた技能を持っているが、専門技能を必要とする仕事に就けるのはそのうち1/4未満となっている。そのためオンタリオ州では、そのような移民がいち早く州の労働市場に入れるようにするために「オンタリオワークス」などのプログラムを設置した。このプログラムは、地域コミュニティー、社会福祉サービス省が自治体や地元機関と連携して運営しており、求職中の移民など一時的な財政支援を必要とする人々への収入補助と雇用支援を目的としている。各種就業支援プログラムの連邦政府からの支援は、市民権省、職業訓練、カレッジ及び大学省など州の機関との連携で行っている。

②地方自治体の役割

トロント市の社会福祉サービス課は地域コミュニティー及び政府提携機関と協力し、適切かつ効果的に利用しやすいサービスの提供に努めている。また「オンタリオワークスプログラム」の運営を担当し、地元の非営利機関と提携しながら移民の就業支援を行っている。

(3) 日系移民への支援課題

永野萬蔵が日本人として初めてカナダに渡り、戦後までどのような人でも差別なく移民を受け入れるという体制が整っていなかったが、その後、様々な取り組みがなされ、移民に対する社会福祉サービスが整備されていったこ

とが分かった。しかしそのような中でも日系移民への課題は多くある、以下では大きく4つのポイントにしづらって考察していく。

1. 就学について

オンタリオ州で実施されている「オンタリオワークスプログラム」があることは先述したが、オンタリオ州の各自治体の財政負担が増えたことにより、このようなプログラムなどへの支出に占める割合が高くなり、扶助金が削減され、他の分野での援助の必要性が高くなつた。しかし「オンタリオワークスプログラム」の受給者の大半はプログラム終了後も貧困状態にあり、1年以内に約20%がプログラムに戻ってきてていることが分かっている。そのため職業訓練などを支援するプログラムが重要だが、上層政府の財政削減によりこれらのプログラムへの参加の機会の減少にもつながっている。

2. 高齢者の問題について

日本でも高齢化が問題となっているが、カナダでは第二次世界大戦前にカナダに渡った1世の日系移民の高齢化が問題となっている。そのため1世、2世、新移民者を問わず日系移民が全体として高齢者の施設建設への対応が迫られている。また、移民のみならず日系移民を知り、介護を行う介護福祉士やヘルパーなどの専門職の介入も必要である。

3. 家族問題について

家族内における夫婦間や親から子への虐待、職場でのセクシャルハラスメントについてである。移住すると、カナダの文化や言葉、地域との関係など様々なものに適応しなければならないと同時に、子育てや仕事もしなければならない。すると不安や焦り、劣等感などがたまり家族に対してその思いをぶつけてしまったり、叩いたりなどの行動に出てしまう。職場において特に女性移民者はセクシャルハラスメントを受けやすい立場におり、上層部の者が不快な性的コメントや振る舞いをすることで、仕事をする上で不利な立場

に置かれる。新しい文化や環境に適応するというストレスを抱えている女性移民者がセクシャルハラスメントを受けるのは非常につらいことで、職場に出向くこともできなくなり孤立してしまうというケースもあり、このような女性が増えていることも課題である¹²⁾。

4. 世代間の日系移民問題について

戦前に移住した1世および2・3世と戦後に移住した1世および2世は、移住時期、教育程度、技能、戦中戦後の体験が異なり、融合しにくい。日系移民の今後を考えるとき、どのようなことに取り組めば良いのかなど正解を見つけることが困難となってしまう。そのため、日系移民の市民協会を見直し、組織役員の重要な部分に新移民者を取り込むなど、すべての日系移民を含むものとして再組織し、日系人全体として日系移民社会を活性化することが必要となっている。

ここまでカナダにおける日系移民の課題について書いてきたが、これらはほんの一部にすぎず、まだまだ書ききれないこと、また把握しきれていないことが多くあると考える。カナダに住む日系移民がこれから先どのようにことに直面すると考えられるのか。次章では筆者なりに考える課題、ソーシャルワーカーにはどのようなことが求められるのかについて書きたい。

III. カナダの移民支援のこれから

これまで日系移民について調べてきた中で、より改善できる部分があるのではないかなど、課題や役割について考えたことを書いていく。これには2つある。

(1) 教育と人材育成

州ごと地域ごとに異なる特徴を持つカナダにおいてサービスを担うソーシャルワーカーの存在が大きく、重要な役割を担っており、かつ、教育や住

宅、就労など移民向けの社会福祉サービスが整えられているにもかかわらず、これらに関する課題が多く発生するのはなぜなのか。それは、移民ソーシャルワーカーが不足しているからではないかと考える。様々な思いを持ってカナダに移住し新たな生活を始めたとなった時、カナダの文化や社会への適応、生活の安定など多くのことがのしかかってくる。その思いに寄り添い、必要なときはサービスを提供することが、移民と同じような経験を通して、同じ目線や立場に立って相談に乗ることができ、より一層移民の抱える不安を考えることのできる移民ソーシャルワーカーとして重要な役割である。カナダのソーシャルワーカーは多くいるが、移民の複雑な思いに対してどのようにサポートをすれば良いのか分からぬでいるワーカーがいるのではないか。そのようなときに移民に最も近い存在でかつ複雑な思いに対応できる、カナダの文化的背景を知っている移民ソーシャルワーカーがいることが、移民やカナダのソーシャルワーカーにとって大きな存在意義があると考える。カナダの多文化・多国籍という環境での生活のなかで発生する、移民の様々なニーズに応えながら移民のためのソーシャルワークを展開するためには、異文化理解や国際交流を取り入れた「移民ソーシャルワーカーによる移民ソーシャルワーカーの育成」が必要なのではないだろうか。

(2) 共感

前章で、家庭内での親から子への虐待または親同士の虐待などがあることは書いた。子育てや仕事など生活の不安とカナダの環境に慣れていく上の不安は、移民には起こりやすいことだと考える。この不安を抱えながら生活を続けることは以降の生活に影響を与えてくることは分かる。では、どうすればよいのか。その答えとして考えたことは共感である。移民と同じ思いを持った経験のある専門家として移民ソーシャルワーカーが移住生活の早い段階で介入し、不安な思いに共感することで同じ境遇の人がいることを認識し、その後の支援につなげることができるのではないか。また、移民ソーシャルワーカーから移民への共感に限らず、同じ悩みを持つ移民同士の集ま

りを形成し、それを支えるという移民コミュニティの体制をつくることもソーシャルワーカーとしての役割だと考える。住んでいる地域にそのような集まりがあれば、互いに悩みを共感し共有することができ、さらに支援が必要となれば、移民ソーシャルワーカーを介しての社会福祉サービスの利用につながるのではないか。

筆者が考えるカナダの福祉の課題、そして、自身が将来移民ソーシャルワーカーとなった時、このようなことができたら良いと考えたことを2つに分けて書いた。しかし、それぞれで共通している部分があり、2つが合わさってこそ本当の移民ソーシャルワーカーによる移民のための支援だと分かった。

おわりに

筆者は、生まれ、見て、感じてきた「カナダ」と、この論文を書く上で調べることで知った「カナダ」という国。視点や観点は違っていたかもしれない。しかし、国籍、言語、宗教、文化が違っていても、共に生きていくという思いが強い国だということは変わっていなかった。大学での4年間の社会福祉の学びがあったからこそ、これまでの調べから見えてきた「カナダの福祉」がある。多くの課題が残る中で移民に対する福祉がこれからどのように変化していくのか。筆者は卒業後の留学を通して、これまで調べてきたカナダの福祉の現状を自身の目で確認し、そこから見えてくる課題を将来、カナダの移民ソーシャルワーカーとして解決できたらと考えている。

注

- 1) カナダの人口 http://ecodb.net/country/CA/imf_persons.html (2013年7月4日確認)
- 2) 外務省：わかる！国際情勢 vol. 38多文主義と多国間主義の国、カナダ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol38/> (2013年7月4日確認)
- 3) 1997年、イギリスが香港に係る主権を中国に返還し「中華人民共和国香港特別行政区」が成立。
(外務省：在香港日本国総領事館 http://www.hk.emb-japan.go.jp/hk_news.html, 2013年7月4日確認)
- 4) Government of Canada,japan.gc.ca (在日カナダ大使館)
http://www.canadainternational.gc.ca/japan-japon/about-a_propos/aboriginal-autochtones.aspx?lang=jpn (2013年7月4日確認)
- 5) 外務省：わかる！国際情勢 vol. 38多文主義と多国間主義の国、カナダ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol38/> (2013年7月4日確認)
- 6) 1855年長崎に生まれる。長崎で大工の見習いとして働き22歳で船の修繕や改造に携わるようになると同時にカナダに行くことを決心する。横浜を出港する英國船に貨物と一緒に隠れ、1877年バンクーバー州ニュー・ウェストミンスターに上陸。
(日系カナダ人の歴史 <http://centre.nikkeiplace.org/>, 2013年7月4日確認)
- 7) 同上
- 8) スキルドワーカー (FSW)
<http://visa.jinzaicanada.com/permanent/fsw.html> (2013年10月12日確認)
- 9) 同上
- 10) カナダにおける社会福祉サービスの提供
<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/48.pdf> (2013年10月13日確認)
- 11) 同上
- 12) カナダ日系移民の課題
<http://www.najc.ca/wp-content/uploads/2011/09/GVJCCA-HR-Japanese-new2.pdf>
(2013年11月23日確認)

参考文献

- ・ 加勢田博編, 『カナダの経済 その軌跡と展望』, 昭和堂, 2001年
- ・ 加藤恵津子著, 『「自分探し」の移民たち』, 彩流社, 2009年
- ・ 新川敏光編, 『多文化主義社会の福祉国家: カナダ実験』, ミネルヴァ書房, 2008年
- ・ 渡戸一郎ほか編, 『在留特別許可と日本の移民政策』, 明石書店, 2007年
- ・ 元木榮一著, 『カナダ 感動大陸の素顔』, 河出書房, 1998年
- ・ 山田寛ほか著, 『日本の難民受け入れ 過去・現在・未来』, 中央公論事業出版, 2007年
- ・ Steven Hick, Social Welfare in Canada-Understanding Income Security-Second Edition:Thompson Educational, 2007
- ・ ENCYCLOPEDIA OF SOCIAL WORK 20TH EDITION